

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
		この「中間とりまとめ」を踏まえ行われた今回の諮問の中で厚生労働省が示した「既にピッキングを中止したと畜場での事例を整理して都道府県等に対し情報提供を行い、と畜場におけるピッキングの中止への取り組みの指導を推進するとともに、と畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方針で検討を進める」との方針についてプリオン専門調査会で審議を行い、EUではピッキングは禁止されていること、また、日本では約7割のと畜場でピッキングを実施されている現状を踏まえ、ピッキングによる食肉のBSE汚染リスクを指摘する報告がある一方、その可能性を否定するに十分な知見が得られていないことから、「厚生労働省の方針を重要」とした上で、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッキングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」としたところです。
79	「評価(案)」では、飼料規制の実効性確保について、「具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」と指摘しています。輸入飼料の交差汚染防止など飼料規制の実効性を確保するために、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
80	飼料規制後に産まれた牛についても、国内においてBSE発生が確認されています。BSE根絶のため、今後の検討課題として、調査することが必要と考えます。	農林水産省ではこれまでにもBSE牛が確認されれば、原因究明のため、その牛に与えられていた飼料等の遡り調査が行われております。プリオン専門調査会におけるこれまでの議論でも原因究明調査を推進すべきとされ、農林水産省において今後より一層の調査の推進が行われるものと考えております。いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
81	報告案8頁の「2. 2主な論点 ①飼料規制の実効性」の文章の内、5行目「輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり、…」の部分は、「飼料輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり」とした方がよりわかりやすいのではないか。	わかりやすくするため、ご指摘のとおり修正させていただきます。
82	飼料対策の要は、BSE病原体プリオンを含む可能性のある組織をすべての動物の飼料から排除することです。交差汚染を考慮すれば、BSE病原体プリオンを含む可能性のある組織の人間を含めたすべての動物の食物連鎖から排除がBSE対策の基本目標だと考えます。	今回の報告案において、輸入配混合飼料の原料の届出はリスク低減に有効であること、また、「飼料の輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者及び牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは飼料規制の有効性を検証するために重要なことです。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」とされています。今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
83	現在、輸入配合飼料への規制がなく、BSEの病原体が混入した肉骨粉に汚染された飼料が規制をすり抜けてくる可能性があります。BSE感染原因の牛の肉骨粉が混入する可能性などがある輸入配合飼料に対する規制対策を講じじことを強く要望します。	
84	小売段階に至るまでのトレーサビリティの確立が必要と考えるが、そのあたりに踏み込んでいない。	
85	牛飼育農家段階については、「評価(案)」の指摘に沿って検査・指導体制を強化し、飼料規制の管理が徹底されることが必要と考えます。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
86	調査研究はBSE根絶の観点でやっていただきたい。 BSE根絶に向け、特にBSE発症のメカニズムについての研究は今後も積極的にやっていただきたい。	報告案の中で、BSEに関する調査研究については、より感度の高い検査方法の開発、SRM汚染防止等のリスク回避措置の有効性についての評価方法の開発、動物接種試験によるBSEプリオンたん白質の蓄積メカニズムの解明等に向けた研究とともに、基礎研究のみならず、リスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべきとされています。また、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
87	選択できるようにすればよいという意見もあるが、判断できない子供が食べる可能性や、加工されていて気付けずに食べてしまう可能性があり、完全に選択できるか疑問である。	今回の報告案には消費者が選択できるような対策について盛り込まれていないことから、ご指摘の点については、今回の意見募集の対象外です。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
88	「評価(案)」の「おわりに」に述べられている通り、SRM除去や汚染防止対策がと畜場によってばらつきがあり、具体的な改善の目途が示されていません。飼料規制なども改善すべき課題が残っている現状にあります。併せてBSE問題は科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ないことなどを踏まえ、リスク管理措置の変更については慎重に行う必要がある旨をリスク管理機関に意見として述べる事を要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることになります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
89	飼料を輸入に頼っていることや、人のミスや偽装により、今後も曝露が高い感染牛が出てくる可能性がある。現に、動物油脂の蛋白質混入量の違反や、植物性飼料からの動物性蛋白や骨の検出が報告されている。1mgの危険部位で牛が感染することが判明している以上、規制を緩和することは反対である。	ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理官庁にお伝えします。
90	米国産牛肉については、月齢の判定方法や、飼料の管理、SRMの完全除去などに強く疑惑がもたれています。/ アメリカではBSE対策が不備である。月齢がはっきりしていないし、あればどの頭数の割にBSE感染牛が少なすぎる。/ 米国産牛肉は一頭ごとの識別システムもなく、飼料の規制や危険部位の除去の不十分さも指摘されています。/ 米政府職員労組関連の食品検査部全国評議会のペインター議長によれば、米国の食肉加工工場では、現実には危険部位の除去作業を確實に行うことはできないとして、農務省に告発している。/ アメリカのBSE対策は、検査率が0.7%、危険部位の除去は30ヶ月齢以上のみであり、肉骨粉はいまだに豚、鶏に給与されており牛への交差汚染の可能性を残しています。牛の月齢判断も目視で肉質や骨格から推定するというあいまいなものです。/ 3月にはアメリカ会計検査院が「牛のエサにBSE感染源である肉骨粉が混入する可能性を指摘し、『リスクを実態よりも低く見積もっている』との報告書をまとめました。	今回の報告案は、国内のBSE対策の見直しに係るリスク評価を行ったものです。なお、今後、輸入牛肉のリスク評価を行う場合には、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くしてまいります。いただいたご意見等については、リスク管理官庁にお伝えします。
91	最近来日したアメリカ大手食肉処理場の労働者が、目視で肉質を判定することは事実上不可能と述べている。また肉質評価はあくまでも肉の品質レベルを示すものに過ぎず、本来月齢を判定する手段ではない。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
92	<p>少しでも危険のある肉は絶対輸入禁止を強く希望します。/疑わしきは輸入せずにしていただきたいと思います。/ 米国牛肉の輸入につながる今回の答申には絶対に反対である。/全頭検査が緩和されアメリカから輸入牛肉が自由に入るようになれば、もう牛肉を食べられません。/ 米国からの牛肉輸入が再開されても我が家では決して購入しません。/もし米国の牛肉が解禁になれば学校給食や、様々な食品にもその関連物が使われることになります。自分の力でそれらを完全に摂取しないようにすることは不可能です。/ 安いアメリカ産牛肉が輸入されると、国産と偽って販売される恐れがある。アメリカ産牛肉を避けようとしても避けられなくなることが不安です。/ 40カ国がアメリカ産牛肉を輸入禁止しており、日本が率先して輸入解禁の道に踏み出すなどは世界にも迷惑限りなし。/ アメリカとの輸入交渉で病原体曝露量の不明なアメリカの牛を月齢を区切り輸入するという、非科学的な方針を決めたことが理解できない。曝露量が高い場合は20ヶ月齢牛での「発症」も既に報告されている。アメリカの牛は交差汚染や飼料管理について会計検査院からの問題提起報告書が出ており、危険部位除去などでも告発が続いている。月齢区切りはBSE対策の根本的な解決策にはなり得ない。BSEの危険性は月齢には依存せず、曝露量や感染時期に拠るというのが科学的判断と、食品安全委員会の議事録や資料に記載されている。牛は極微量で感染することが判明し、人間の感染閾値はまだ判明していないが、サルが50mgという極微量で感染していることから、BSE防疫は、感染牛・および感染物質を国内に入れないことが肝要である。</p>	
93	<p>今回の答申案が直ちに米国産牛肉の輸入再開に結びつくことのないように強く求めます。/ アメリカ産牛肉輸入を再開するためには、アメリカ産牛肉そのもののリスク評価が必要である。/ 「評価(案)」の「おわりに」では、「今後諸外国におけるBSE感染リスクの評価を行う際には、総合的な評価を行うための多様なデータの存在が必要になる」と記載されています。米国産牛肉の輸入再開問題の検討にあたつては、「評価(案)」にある様に、米国にデータを求めるとともに現地の実態調査なども行い、評価に必要な多様なデータに基づく総合的なリスク評価を行う旨を明示することを要望します。/ 今一番求められているのは調査委員会の方々の机上の議論ではなく積極的に米国の牛が実際どのくらい狂牛病の割合があるのか検査、調査し、その実態を踏まえて今後の方針を議論するべきだと思います。</p>	
94	<p>示された評価(案)の中では、日本では20ヶ月齢以下の若齢牛は約12%であり、リスクは相当低くなると予測している(p.7)が、実際的な意味でのリスク評価をするならば、現状のアメリカ牛の成育および畜産状況の中で、今後、日本に輸入され、検査されずに流通する若齢のアメリカ牛を含めた、日本におけるBSEリスク評価を行うべきではないのか</p>	

御意見・情報の概要

専門調査会の回答

95	<p>アメリカが日本に輸出したければ日本と同じ基準で全頭検査をはじめ、特定危険部位の除去や肉骨粉の飼料からの隔離を実施すべきです。/ アメリカからの輸入牛肉については全頭検査を必ず行い、安全であることを確認してから輸入した方が良いと思います。/ 米国が全頭検査や日本向け牛製品すべてにBSE検査を行わない限り、米国産牛製品の輸入再開など絶対に行つてはならない。/しっかりと安全が確保保証された中で輸入解禁を望みます。/ アメリカ産牛肉については、国内産と同様の措置を求める。/国民の健康を守る立場から、日本の検査基準を米国に強く訴えてください。/ 狂牛病はアメリカに今多く存在するということを前提に考えていくことだと思います。もし米国の牛肉が安全なら、全頭検査をとにかくやってみてそれを実証してほしいのです。全頭検査をしない限り、どう考へても安全だとは思えないからです。輸入再開にあたってはとにかく全頭検査として下さい。</p>
96	<p>脳で調べる現在の検査法より、腸で検査する方法の方が優れています。/ 脳で調べると二十ヶ月ぐらいの牛からしかプリオンが発見されませんが、もともと口から摂取されるので、消化器でリンパ組織の発達している腸からですと、それより感染の早い段階でプリオンが発見できます。 12ヶ月ぐらいになりますと脳からではプリオンを確認できない場合もあります、腸からならよく見つけられます。 アメリカの牛とか海外からくる牛とか日本が輸入する牛は安易に考えずに12ヶ月の腸で検査してから輸入するのが本当だと思います。</p>
97	<p>今回の全頭検査の見直しは米国からの牛肉輸入禁止措置の解除の圧力に応えるタイミングで出されたものであることは明らかです。/ アメリカの圧力に屈して、牛肉の輸入再開をしないよう、強く要請します。/ アメリカからの圧力、外食産業の保護のため、輸入を再開するのは、国民の生命の安全を無視したやり方である。/ もうこれ以上、国民を苦しめて、米国のいいなりになるのはやめて下さい。</p>
98	<p>米国産牛肉の早期輸入再開に至るようにご努力をお願いします。/ 早い時期に輸入を再開してほしい。安く美味しい牛肉を早く食べたい。/ 安く美味しい牛肉を待ち望んでいる国民が大勢いることも忘れてはならない事実なのですから…/(ヤコブ病の)潜伏期間が長いことを考えれば、安価で美味しい米国産牛肉を食べた方が得と考える。/ 高価な国産牛肉はとても食べられません。せめて安価な外国産の牛肉を月に一度か二度たべるのが精一杯です。現にアメリカの牛肉は世界の人々が安心して食べておるではありませんか?速やかに輸入すべきです。/ カナダとアメリカでのBSE対策が日本としては受け入れられない方法なのでしょうか。/ 世界で一番の科学者が集まりBSEの研究歴史が長いOIEの規準に、なぜ合わせる事ができないのでしょうか。グローバルスタンダードに合わせた牛肉輸入早期再開を望みます。/ 国内でBSEが出た時、牛たんは安全な部位と農水省からポスターが来たのに、何故全面輸入禁止なのか納得いかない。牛たんの部分輸入とか出来ないの?俺たちは何の保障も無い。国内の酪農家、生産者保護としか考えられない。牛たんの値段も高騰、商社ばっか設けてる。食いたくないやつは食わなければいい、今の世の中に完全に安全と言い切れる食べ物自体あるのか?献血だって足りなくなつてすぐ解禁。何故安全とされてる部位まで輸入禁止なのか。</p>